

第十三回講義 (2011/July/22)

§1 導入 指示の問題と述定の問題

§2 コリングウッド・テーゼの説明

§3 コリングウッド・テーゼの「推論」の観点からの証明

§4 CTから帰結する意味論

§5 問答の観点から言語行為を分析する

- 1、質問型発話と他の発話内行為との関係
- 2、主張型以外の発話についての CT の証明
- 3、質問と主張以外の発話の同一性意味論 (今日はここから)

<学生からの質問>

・「空回りしている実践的三段論法」とはなにですか？」

空回りしている実践的三段論法とは、実際の行為を構成している三段論法ではなくて、現場を離れて考えられた実践的三段論法です。

・「行為の理由が複数あるとき、そのすべてを理解しないといけないのでしょうか？」

行為の理由が複数あるとすると、一つの実践的推論の中にそれらの複数の理由が前提として含まれている場合と、一つの行為を説明する複数の実践的推論が可能である時の両方になります。このどちらであっても、これらの実践的推論がある一つの問いに答えるために行われるのであれば、発話行為の意味は同じになると考えます。

・「どこまでの範囲を遂行文とするのか？」

遂行文とは遂行動詞を用いた(一人称現在形の)文なので、この問いは「どこまでの範囲を遂行動詞とするのか」と言い換えられるとおもいます。あいまいな事例があるでしょうか。もしあるとしたら、レポートの課題として考えてみてください。

・「寛大の原理」とはどのような意味なのでしょう？」

他者の発話を理解するときに、他者の話していることは概ね正しいと想定して、その理解を試みるということです。

・「行為と行為の記述の違いはなにか？」

「澤選手が同点ゴールを入れた」これは、行為の記述であって、行為ではありません。同様に、第三者に「何をしているのか」と問われて、「私は来週も出席すると約束しています」と答えたならば、これは約束の発話内行為を行っているのではなくて、自分の行為を記述しているだけです。それに対して、教師に向かって「私は来週も出席すると約束します」というときには、行為の記述を行っているのではなくて(あるいは、すくなくともそれだけではなくて)、この発話によって約束するという行為を行っているのです。

・親が子に「なぜ～しているの？」と怒るとき、3つの「なぜ」のどれになるのか？」

理由の「なぜ」だとおもいますが、これは二次的な言語行為であり、一次的な言語行為(間接的言語行為)としては、怒りの表現か、やめさせるという行為指示を行っている、(サールならば)答えるでしょう。

・問と答えの関係は明示的なものなのか？」

以下の<復習と補足>で説明します。おそらく、なお疑問が残るとおもいますので、是非コメントに書いてください。

・レポートのネタをどう探すか？」

私が講義中に引用、言及した文献をあたってみてください。それ以上は、各人の関心に依存しますから、ネットなどで検索してください(これもまた重要な訓練です)。

<復習と補足>

- ① 問い —— (推論) ——→ 答え (記述) <自問自答>
- ② 質問 —— (推論) ——→ 返答 (主張型発話) <他者との問答>
- ③ 問い —— (実践的推論) ——→ 答え (行為) <自問自答>
- ④ 質問 —— (実践的推論) ——→ 返答 (行為遂行型発話) <他者との問答>

③の答えは、行為(たとえばコーヒーを淹れる行為)です。実践的推論の結論は、「私はコーヒーを入れよう」となるだろう。これは行為を構成している意図である(意図は言語によって成立しているので、これは意図の記述ではなく、意図そのものである。もちろん、同じ分を別の機会に他者や私自身が意図の記述として用いることがあるかもしれない)。しかし「何をしているの」と問われて「私はコーヒーを入れています」と答えるとき、これは行為の記述である。

④の行為遂行型発話は、(たいていの場合)他者の問いかけ(実際の質問、あるいは予想される質問)に返答することとして理解できる。「来週出席します」という約束の発話は、約束という行為(発語内行為)をすることであり、同時に他者の質問に返答すること(発語媒介行為)でもある(行為は、複数の仕方でも記述可能である)。行為がことなる記述の下で理解されるとき、その目的もまたことなり、実践的推論もことなる。「なぜ返答するのですか」の答えと、「なぜ約束するのですか」の答えはことなる。

②の主張型発話の場合にも行為についての複数の記述が可能である。「福島第一原発は危険である」という命題行為、主張という発語内行為、返答という発語媒介行為を行っている。発語内行為と発語媒介行為には、真偽はないので、根拠を尋ねる「なぜ」の問いを向けることはできない。それらについては、理由を尋ねる「なぜ」がなりたち、その答えは行為の目的であり、目的と行為は、実践的推論を構成する。

これに対して、命題行為について「なぜ」という理由を尋ねることは難しい。その意味でこれを「命題行為」と呼ぶことは不適切なのかもしれない。これは、主張という意図的行為を構成する一部であり、命題行為はそれだけでは意図的行為とはなりえない。サールが言うように、発語内行為を行わずに命題行為だけを行うことは出来ないからである。

CT が主張することは、<「福島第一原発は危険である」を理解するには、「福島の中の原発が危険なのか」「どの原発が危険なのか」「福島第一原発はどうなっているのか」などのうち、どの問いに対する答えであるのかを理解する必要がある>ということである。

「危険な福島の原発＝福島第一原発」

「危険な原発＝福島第一原発」

「福島第一原発の状況＝危険」

問いとの関係に応じて、この言明は異なる同一性を表現するから。異なる同一性を表現するのならば、その同一性の検証方法もまた変化する(真理条件は変化しない)。

CT が主張することは、<「私は来週も出席します」を理解するには、「あなたは来週はどうしますか」「来週出席するのは誰ですか」などのうち、どの問いに対する答えであるのかを理解する必要がある>ということである。

「私の来週の予定＝出席」

「来週出席する人＝私」

問いとの関係に応じて、この言明は異なる同一性を表現する。異なる同一性を表現するのならば、この同一性へのコミットメントも異なる。

3、質問と主張以外の発話の同一性意味論

(1) 行為遂行型発話の同一性意味論

「私はうどんを注文します」という遂行文の発話は、宣言型発話であり、真理値を持つと考えることもできる。しかし、「うどんを下さい」は真理値をもたない。では、この発話を次のように考えるとき真理値をもつのだろうか。

「あなたは何を注文しますか」「うどんを下さい」

「私の注文するもの＝うどん」

「あなたは何を食べたいですか」「うどんを下さい」

「私が食べたいもの＝うどん」

「私の注文するもの＝うどん」「私が食べたいもの＝うどん」は真理値をもつのだろうか。すべての同一性言明が真理値をもつのだろうか。(後に述べるように、答えは No)

問いは不完全な文である。答えはそれを補完するものである。答えもそれだけでは不完全な文である。問いと答えの結合が完全な文をつくる。完全な文は、次のような同一性文の形式をとる。

「私の注文するもの＝うどん」

これを言明することは、この同一性へのコミットメント、つまりこの同一性を請け合い責任をとることを表明すること、つまりこの同一性を実現するためにできることをすることを表明することである。つまり、約束という発語内行為をすることである。

未来についての約束の場合には、次のように考えられる。

「こんどはいつきますか」「明日来ます」

「私が次に来るとき＝明日」

これを言明することは、この同一性へのコミットメント、つまりこの同一性を請け合い責任をとることを表明することである。ここで話し手にできることは、それを実行することである。それゆえに、この発話は、未来の行為を約束するという発語内行為を行うことになる。

これに対して、未来の出来事についての記述の場合には次のようになる。

「今度の金環日食はいつですか」「2012年5月21日です」

「今度金環日食があるとき＝2011年5月21日」

この言明を行うことは、この同一性へのコミットメント、つまりこの同一性を請け合い責任をとることを表明することである。この同一性を実現するために、話し手にできることは何もない。それゆえに、これは、行為遂行的ではない。この同一性を請け合い責任をとること

を表明することは、この同一性を主張することである。それは、これの根拠を示して証明する用意があるということである。

過去の出来事についての記述の場合には次のようになる。

「あなたは昨日何を注文しましたか」「うどんです」

「私が昨日注文したもの＝うどん」

この言明を行うことは、この同一性へのコミットメント、つまりこの同一性を請け合い責任をとることを表明することである。この同一性を実現するために、話し手にできることは何もない。それゆえに、これは、行為遂行的ではない。この同一性を請け合い責任をとることを表明することは、この同一性を主張することである。それは、これの根拠を示して証明する用意があるということである。

では、二人称の場合にはどうなるのだろうか。

「私は何を注文しますか」「君はうどん」

「君が注文するもの＝うどん」

これを言明することは、この同一性へのコミットメント、つまりこの同一性を請け合い責任をとることを表明することである。この同一性を実現するために、話し手ができることは、相手にうどんを注文するようさせることであり、それを依頼したり命令したりすること（指令型の発語内行為を行うこと）である。

では、三人称の場合にはどうなるのだろうか。

「彼（or お連れの方）は、何を注文しますか」「彼は、うどん」

「彼が注文するもの＝うどん」

これを言明することは、この同一性へのコミットメント、つまりこの同一性を請け合い責任をとることを表明することである。この同一性を実現するために、話し手ができなければならない、これは行為遂行的ではない。これは単なる主張発話である。

しかし、もしそれについて話し手に何かできることがあるとすれば、つまり、話し手がこの同一性を請け合って、彼にうどんを注文させることができるとしたら、この発話を行うことは、約束することである。このとき、「彼はうどんです」あるいは「彼はうどんを注文します」は、「私は彼がうどんを注文することをあなたに約束します」という約束の発話になるだろう。

ちなみに、これらの説明は、一人称、二人称、三人称、それぞれの複数形についても同様に成り立つ。

■まとめ

問答意味論によれば、言明の本来の形式は同一性言明であり、すべての言明は、同一性へのコミットメントを表明すること、つまりその同一性を請け合い責任をとることを表すことである。その同一性が事実であるのならば、その同一性にコミットするとは、同一性を主張することであり、その根拠を示す用意があるということである。その同一性が客観的な

事実でないのならば、その同一性を実現するためにできる行為をすると表明することである。それは行為の約束であったり、相手への行為の要求であったりする。

■主張型発話と他の発話の関係

主張型を含めて発話内行為の理解は、実践的推論の結論として理解することであろう。しかし、それは必要条件であって、十分条件ではない。

主張の内容の理解のためには、命題を理論的推論の結論として理解することが必要である。これもまた必要条件である。したがって、主張型発話の場合には、これらの二つの必要条件をともに要求することになるが、そのことは両立可能である。